

「公共建築物における高島市内産材の利用方針」の概要

1. 公共建築物における木材の利用促進の意義および効果

(1) 木材利用促進の意義

高島市の森林は、利用可能な段階を迎えているが、木材価格の低迷等により生産活動は停滞し、水源のかん養、山地災害の防止、林産物の供給など森林の有する多面的な機能の低下が懸念される状況になっている。このため、木材の需要を拡大することが、高島市の森林の適正な整備につながり、森林の多面的機能の持続的な発揮や地域経済の振興に寄与することになる。

(2) 木材の利用の効果

公共建築物に木材が使用されることにより、施設を利用する市民が木の良さを実感する機会になり、住宅等の一般建築物、工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果が期待できる。

2. 木材の利用促進のための基本的事項

(1) 木材の利用目標

高島市が整備する公共建築物は、可能な限り木造化または内装等の木質化を図ることとし、木造・木質化にあたっては、市内産材を積極的に使用する。

(2) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

法令の基準において耐火建築物とすることが求められていない低層の公共建築物を積極的に木造化する。

(3) 公共的な施設における市内産材利用の促進

高島市以外の者が整備する公共的な施設においても、市に準じて積極的に市内産材を使用し、木造・木質化を促進する。

(4) 木造建築物以外への市内産材の利用の促進

木造化が困難と判断される公共建築物は、内装等の木質化を促進する。また、公共建築物等で使用される机等の備品、市が実施する土木工事の資材、公共施設の工作物等においても、市内産材の利用に努める。さらには、公共施設の暖房器具やボイラーには、木質バイオマスを燃料とする器具の導入を検討する。

(5) 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物の整備では、計画の段階から建設、維持管理、解体・廃棄等のコストを検討したうえで市内産材の利用に努める。また、備品は、購入コスト、耐久性等と市内産材の利用促進の意義を鑑み、総合的に判断する。

3. 市内産材の適切な供給に関する事項

(1) 関係者の連携

素材生産部門、製材部門、木材流通部門、木材利用部門等の関係者が、適切な役割分担と連携を図りながら市内産材の供給に努めるとともに、滋賀県および国の各機関との連携に努める。

(2) 素材生産部門

林業従事者が、生産性の向上、ニーズに応じた供給に取り組めるよう支援する。また、多面的機能の発揮と安定的な供給が調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、森林の適正な整備に努められるよう支援する。なお、木材の供給にあたっては、合法性が証明された木材の供給体制の整備に取り組む。

(3) 製材部門

製材事業体の施設の充実や乾燥および製材技術の習得など、製材品の品質向上への取り組みを促進する。

(4) 木材流通部門

需給調整や効率的な集出荷を行う流通調整機関、貯木場などの流通拠点の整備を支援し、市内産材の流通体制の合理化および強化を推進する。

(5) 木材利用部門

木造・木質化のための設計や施工の事例や技術情報の普及啓発に努めるとともに、ニーズに応じた備品の供給となるよう需要把握や製品開発を支援する。

4. 普及啓発に関する事項

木造・木質化した施設の管理者は、木の温もりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努める。また、公共的な施設においても、積極的な市内産材の利用に理解と協力が得られるよう努める。

5. 市内産材の利用の促進のための体制の整備

高島市の各部局間の連絡調整、公共建築物における市内産材の利用の検討等を目的に「高島市市内産材利用推進連絡会議」を設置する。